

業務運営・財務運営の在り方について

「地域公益活動」について（論点）

- 福祉ニーズの多様化・複雑化、多様な経営主体の参入といった状況の下、社会福祉法人の社会的使命の観点から、「地域公益活動」の定義や範囲について、どのように考えるべきか。
「地域公益活動」と社会福祉事業・公益事業の関係について、どのように整理すべきか。
- 「地域公益活動」の実施に関し、地域のニーズを把握する仕組みをどのように構築すべきか。
- 規制改革実施計画において、「すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務づける。」とされているが、これを踏まえ、どのように制度化すべきか。
- 再投下計画における、「地域公益活動」と福祉サービス（社会福祉事業・公益事業）の充実との関係、位置づけをどのように考えるべきか。
- 再投下計画に位置づけられた「地域公益活動」について、その定義や範囲に照らした内容の適正性の確保、その実行性の担保という観点から、行政の関与の在り方を含め、どのような仕組みが考えられるか。

社会福祉法人の財務規律のイメージ

公益性を担保する財務規律

- ①適正かつ公正な支出管理
- ②余裕財産の明確化
- ③福祉サービス・地域公益活動への再投下

①適正かつ公正な支出管理

- ・役員報酬基準の設定
- ・関係者への特別の利益供与の禁止
- ・外部監査の活用

等

社会福祉法人の事業



利益

②余裕財産の明確化

いわゆる内部留保

控除対象財産

- ※ 事業の継続に必要な財産
- * 負債との重複部分については調整

運転資金

計画的再投下対象財産

- ※ 具体的な計画に基づく支出は積立金として区分経理

△ 計画的再投下対象財産が生じた場合

③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 「地域公益活動」の実施

※「地域公益活動」と社会福祉事業・公益事業との関係については更に検討。

「地域公益活動」に関する指摘

1. 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)(抄)

- すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務づける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。【平成26年度措置】
- 社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

2. 社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日)(抄)

ア 地域における公益的な活動の枠組み

(地域における公益的な活動の実施義務)

- 社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人の役割として、地域における公益的な活動は全ての社会福祉法人において実施される必要がある。全ての社会福祉法人に実施を求めるためには、法律上、実施義務を明記することを検討すべきである。

(地域における公益的な活動の定義)

- 地域における公益的な活動について、どのようなものがその活動に当たるのかということについては、地域性を考慮することや、多様な支援が可能となるよう、規定の在り方について更に検討を深めるべきである。

- また、地域における公益的な活動は、地域の多様なニーズに柔軟に対応するために、社会福祉法人の自主性が尊重される仕組みとすべきである。特に、現行の社会福祉法人の公益事業のように国が事業を例示すると、所轄庁の画一的な指導を招き、活動内容が例示事例中心になってしまうなど、かえって真に地域ニーズに沿った事業展開ができなくなるおそれがあることに留意する必要がある。
- このため、地域における公益的な活動の内容については、①地域住民の代表、福祉・医療等の専門職、地方公共団体の職員などから成る協議会による評価を活用する仕組みや、②市町村の策定する「地域福祉計画」等地域で必要とする支援や福祉サービスの基盤整備の方針等の活用など、具体的に各地域で定められる仕組みとすることが考えられる。
また、各地で行われている地域における公益的な活動について、十分な情報提供を行うことも有効な方策である。

(社会福祉法における活動の位置づけ)

- 地域における公益的な活動については、社会福祉事業、社会福祉を目的とする事業、公益事業等の既存の事業との関係について、社会福祉法における整理が必要である。

(地域における公益的な活動の実施に当たっての留意点)

- 社会福祉法人にとっては、主たる事業である社会福祉事業を効果的に実施することが、公益性を維持する上で必要不可欠であり、まずは既に実施している社会福祉事業について、十分な取組を行うことが評価されるべきである。
- 社会福祉法人が、社会福祉事業を実施する中で、積極的に障害者の雇用をしたり、新たな取組を開発したりという形で地域のニーズに応えていけば、社会福祉事業から地域における公益的な活動へと自然に展開していくことが可能と考えられる。
- 地域における公益的な活動については、既に実施している社会福祉事業を疎かにして実施されないことがないよう、義務付ける内容を慎重に検討した上で、積極的な実施ができるよう環境を整えるべきである。

イ 地域における公益的な活動の実施方法

(複数法人による活動の協働化等)

- 地域における公益的な活動は、制度に則った事業とは異なり、財源問題を含め、様々なリスクや困難を伴うことも想定される。このため、
 - ① 法人単独で行う方法だけでなく、複数の法人が活動資金を出し合ったり、一体的な組織を構成したりすること等により事業を展開すること
 - ② 社会福祉法人だけでなく、地域住民を対象にして活動するボランティア、NPO等の公益法人を支援しながら、連携して地域における公益的な活動に取り組んでいくことを積極的に推進するべきである。

(「3. 法人の規模拡大・協働化」を参照)

ウ 地域における公益的な活動の実施促進

(資金使途の弾力化)

- 社会福祉法人の資金としては、事業の運営費として、「介護報酬」、「自立支援給付費」、「保育所運営費」、「措置費」等があるが、「保育所運営費」、「措置費」については、行政から支弁される委託費という性格上、法人本部への支出に上限があるなどの使途の制限があるため、これらの使途の弾力化については、その性格を踏まえ検討するべきである。

(独自財源の確保の推進)

- 社会福祉法人が、住民から寄附を受けるに足る信頼性の確保と、住民にとって寄附の効果が見える取組を実施することを前提に、積極的に寄附を募っていくことを推奨するべきである。

(事業ごとの法令上の制約の見直し)

- 地域における公益的な活動の実施に当たっては、各事業における職員や設備に関する規制が支障となることがあるので、既の実施している社会福祉事業に支障のない範囲で、かつ、さらに地域における公益的な活動を積極的に実施できるよう、これらの規制の柔軟化について検討するべきである。

(地域における公益的な活動をしない法人への対応)

- 特別の事情なく、一定期間地域における公益的な活動を実施しない法人については行政指導の対象とするなど、実施する法人との区別を検討すべきであり、そのための指導手順を明確化する必要がある。

エ 地域住民の理解促進

(地域における公益的な活動の実施状況の公表・評価方法)

- 地域における公益的な活動については、地域住民の理解が不可欠であるため、法人が活動状況を公表し、活動に対する住民の評価を求め、取組の改善や向上を図る仕組みを検討すべきである。

(会計区分の策定)

- 地域における公益的な活動やそれに要した金額が明らかになるように、会計基準の見直しを行い、活動内容やそれに要した費用の公表を検討すべきである。